

議案第10号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案書31P～ 33P

1. 条例改正の目的

戸籍法の一部改正により、戸籍証明書等の広域交付や戸籍電子証明書による証明書等の添付省略が可能となることに伴い、新たに追加される手数料の種類と金額について規定するため、交野市手数料徴収条例の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

新たに追加される手数料の種類と金額

手数料の種類	金額
戸籍証明書の交付	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400円
除籍証明書の交付	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700円
電子化された届書等情報の内容の証明書の交付・閲覧	350円

議案第10号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案書31P～ 33P

3. 用語について

事務の名称	概要
戸籍(除籍)証明書	磁気ディスクをもって調製された戸籍(除かれた戸籍)に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面のこと。
戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号	市民がオンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍(除籍)の証明書(戸籍(除籍)電子証明書)を、行政に提供する際に利用する16桁の記号からなる符号のこと。

4. 施行期日

令和6年3月1日

5. 参考

法務省HP (戸籍法の一部を改正する法律について (令和6年3月1日施行))

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

議案の 件名	議案第10号 交野市手数料徴収条例の一部を改正する条例 について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。		他市町村においても同様の改正が行われる。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉						
戸籍法の一部改正により、戸籍証明書等の広域交付や戸籍電子証明書による証明書等の添付省略が可能となることに伴い、新たに追加される手数料の種類と金額について規定するため、交野市手数料徴収条例の改正を行うもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和元年5月31日 「戸籍法の一部を改正する法律」の公布 令和5年12月6日 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の公布 令和6年3月1日 上記の法律及び政令の施行		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	行政資源の最適な活用			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度					
		計画期間					
〈政策等の実施時期〉		令和6年3月1日					
担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）			
市民部		市民課		<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表他）			

新	旧
<p>を使用する方法により発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合における当該発行を除く。） 1 件につき 700 円</p> <p>(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付 1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400 円）</p> <p>(8) 戸籍法第48条第2項 _____ の書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧 書類等 1 件に</p>	<p>(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付（ただし、次号の事務を除く。） _____ _____ 1 通につき 350 円 _____ _____</p> <p>(6) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合の証明書の交付 1 通につき 1,400 円</p> <p>(7) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類 _____ の閲覧 書類 1 件 につ</p>

新	旧
<p>つき 350円 <u>(9) ~ (37)</u> (略) (件数の適用)</p> <p>第3条 前条各号による件数の適用については、次の各号による。</p> <p>(1) <u>前条第20号</u>の証明については、種類及び年度毎に1通を1件とする。</p> <p>(2) <u>前条第21号</u>の証明は、1通を1件とする。</p> <p>(3) <u>前条第26号</u>の閲覧については、1人を1件とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>き 350円 <u>(8) ~ (36)</u> (略) (件数の適用)</p> <p>第3条 前条各号による件数の適用については、次の各号による。</p> <p>(1) <u>前条第19号</u>の証明については、種類及び年度毎に1通を1件とする。</p> <p>(2) <u>前条第20号</u>の証明は、1通を1件とする。</p> <p>(3) <u>前条第25号</u>の閲覧については、1人を1件とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>